

第10節 要配慮者支援体制の整備

関係機関	公民協働推進室、人権・男女参画室、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、子育て支援室、健康づくり推進室、消防本部、こども未来室、生涯学習推進室、社会福祉協議会
------	---

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 避難行動要支援者に対する支援体制整備

1 避難行動要支援者支援プラン等の作成

市は、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」及び府が改訂する「避難行動要支援者支援プラン作成指針」（旧：災害時要援護者支援プラン作成指針）に基づき、次の事項の考え方をもとに「避難行動要支援者支援プラン」を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者同意台帳（両名簿については以下、「名簿」という。）を作成する。

また、災害時の避難支援等を実効性があるものとするため、全体計画に加え、名簿の作成に合わせて、平常時から、個別支援計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者等と調整し、策定することに努める。

（1）避難支援等関係者になり得る者

避難支援等関係者になり得る者は、町会・自治会、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に限らず、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。

（2）名簿に掲載する者の範囲

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件を目安とする。

要件の設定にあたっては、要介護状態区分、各障がい手帳の等級等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認められる者が支援対象から漏れないようにするための要件を設ける。

以下のア～オに該当し在宅で居住する者を対象とする。

ア 身体障がい者手帳1級・2級（呼吸器以外の内部障がいを除く）

イ 療育手帳A

ウ 精神障がい者保健福祉手帳1級

エ 要介護3・4・5と認定された者

オ 上記のほか、自力で避難所まで移動すること又は避難所の場所を理解することが困難な者で、避難支援等関係者が推薦する者

（3）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。その入手方法として、避難行動要

支援者登録申請書兼同意書の提出等に基づいて行う。また、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについては、避難行動要支援者登録申請書兼同意書にて同意する旨を確認したうえで行う。

(4) 名簿の更新に関する事項

名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り名簿情報を最新の状態に保つ。

また、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や(2)の要件に満たない者は、更新時に名簿から削除する。

(5) 名簿情報の適切な管理

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

以下の事項を徹底する。

ア 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所への名簿の保管等、保管については適切に行うよう指導する。

オ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿情報の取扱状況を必要に応じ報告させる。

ク 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(7) 避難行動要支援者が円滑に避難の立退きをできるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現を用いた説明により、一人一人に的確に伝わるようにする。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。

エ 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

オ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、テレビ、携帯電話等への災害情報の伝達を活用する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2 避難行動要支援者の情報把握

福祉担当や防災担当をはじめとする関係部署や町会・自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

3 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

4 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的避難所）等において、避難行動要支援者の相談や介護等に必要な支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

また、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、府と連携し、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を市へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする

【DWAT（ディーワット）】

災害時における、長期避難者の生活機能低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム

5 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保に努め、関係者と密接な連携を図る。

6 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練の実施に努める。

第2 社会福祉施設の取組み

介護保険施設、障がい者支援施設等の施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

第3 福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

第4 外国人に対する防災対策の充実

市は、日本語の理解が十分でない外国人のために、市内在住の外国人と来市外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や市国際交流協会、国際協力活動

を行うNPO、NGOと連携しながら、多言語による防災に関するマップやパンフレットを作成・配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

〈具体的対応〉

1 多言語による相談支援体制の整備

災害時には、原則として地域の避難所への避難で対応するものとしているが、日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人が、日常生活に不安を抱かないように各種関係団体との連携強化及び多言語による相談支援体制の整備に努める。

2 多言語版防災マップの作成

英語等主要多言語による「防災マップ」「パンフレット」を作成する。

3 多言語による情報提供

日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人に対し、災害時に安心して生活できるよう市国際交流協会と連携を図り、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により情報を提供する。

また、気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

4 来市外国人旅行者に対する支援

来市外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトやSNSを通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。

また、観光案内所等における多言語での情報提供の充実に努める。

5 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

第5 避難行動要支援者以外の要配慮者に対する配慮

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

- | | | |
|-----|--------|----------|
| 資料編 | ○ 2-16 | 福祉避難所一覧 |
| | ○ 2-18 | 社会福祉施設一覧 |